

2020年7月3日 大阪市苦情審査会 提出資料
申出者（中） 松田 幹雄 2019年度評価結果に対する苦情申出

項目	評価申出書の内容 苦情申出書の内容	提出者（中） 評価区分：第5区分所番号：一 評価総合計：3,175 提出者：幹雄（責任用）	本件在職：39年 任期就任時：4年 扶養分担：
項目	自己評価の数値を記入できなかつたことについて苦情が申し出た。昨年もこの点について苦情を受けていたので、申請にて理由に致する旨を記載した。評議会で受けた評議会の結果等についても記載してある。規律性評議会の結果等についても記載してある。	規定されている自己評価を記入していないため期待レベルに達していない。昨年もこの点について苦情を受けていたので、申請にて理由に致する旨を記載した。評議会の結果等についても記載してある。規律性評議会の結果等についても記載してある。	大阪市の人事評価制度は、目標設定を行い、評価期間に自らを履みることで要となる能力開発を図る目的がある。自己評価は自らを履みるときの教職員としての自覚と認識を持ち、業務実務を順守するとともに、管轄職員としての指示、命令に従い誠実に業務を遂行していくことである。評価員はも効率上、教育委員会に求められたように、自己評価は入力するものであると指示されたにも関わらず入力しなかつた点が、期待レベルを下回る評価根拠であると、前年の苦情面談時にも説明している。
項目	自己評価の数値を記入できなかつたことについて苦情を記入する。評議会で記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。評議会で記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。評議会で記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。	・能力評価項目の自己評価を記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。評議会で記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。	・能力評価項目の自己評価を記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。評議会で記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。
項目	自己評価の数値を記入できなかつたことについて苦情を記入する。評議会で記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。	・能力評価項目の自己評価を記入できなかつたことを対象とした評議会の問題に明確に反映されない。	・本苦情制度は、勤怠の決定を妥当かどうか判断するものではないため、苦情審査会で妥当性を検討する内容ではないと考える。 ・勤務条件に係る相談窓口については行政委員会事務局用調査部においては常置要求制度があり、申出先についてはこちらも行政委員会事務局用調査部となる。